

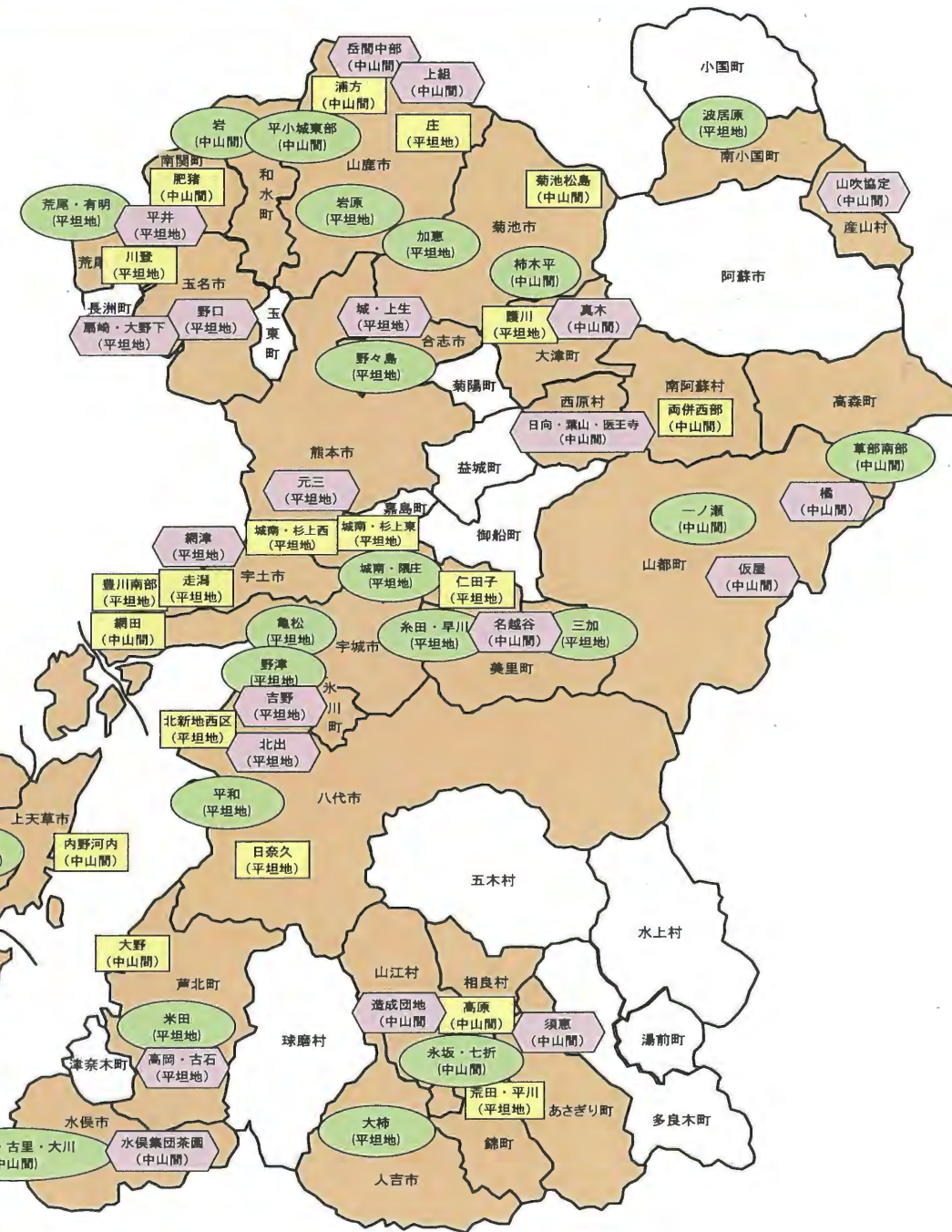
(1) 農地集積重点地区の指定

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
フリガナ 地区名	市町村名	フリガナ 地区名	市町村名	フリガナ 地区名	市町村名
1 フリガナ 城南・杉上東	熊本市	1 フリガナ 城南・隈庄	熊本市	1 フリガナ 元三	熊本市
2 フリガナ 城南・杉上西	熊本市	2 フリガナ 亀松	宇城市	2 フリガナ 名越谷	美里町
3 フリガナ 豊川南部	宇城市	3 フリガナ 三加	美里町	3 フリガナ 網津	宇土市
4 フリガナ 走瀧	宇土市	4 フリガナ 荒尾・有明	荒尾市	4 フリガナ 平井	荒尾市
5 フリガナ 網田	宇土市	5 フリガナ 岩	和水町	5 フリガナ 材洗 大野下	五名市
6 フリガナ 川登	荒尾市	6 フリガナ 平小城東部	山鹿市	6 フリガナ 野口	五名市
7 フリガナ 肥猪	南関町	7 フリガナ 岩原	山鹿市	7 フリガナ 上組	山鹿市
8 フリガナ 庄	山鹿市	8 フリガナ 梳木平	菊池市	8 フリガナ 岳間中部	合志市
9 フリガナ 浦方	山鹿市	9 フリガナ 加惠	合志市	9 フリガナ 城・上生	合志市
10 フリガナ 菊池松島	菊池市	10 フリガナ 野々島	合志市	10 フリガナ 真木	大津町
11 フリガナ 藤川	大津町	11 フリガナ 波居原	南小国町	11 フリガナ 山吹協定	産山村
12 フリガナ 両併西部	南阿蘇村	12 フリガナ 草部南部	高森町	12 フリガナ 日向・葉山・医王寺	西原村
13 フリガナ 仁田子	甲佐町	13 フリガナ 糸田・早川	甲佐町	13 フリガナ 仮屋	山都町
14 フリガナ 日奈久	八代市	14 フリガナ 一ノ瀬	山都町	14 フリガナ 橋	山都町
15 フリガナ 北新地西区	八代市	15 フリガナ 平和	八代市	15 フリガナ 北出	八代市
16 フリガナ 大野	芦北町	16 フリガナ 野津	氷川町	16 フリガナ 吉野	氷川町
17 フリガナ 高原	相良村	17 フリガナ 久木野・古里・大川	水俣市	17 フリガナ 水俣集団茶園	水俣市
18 フリガナ 荒田・平川	錦町	18 フリガナ 米田	芦北町	18 フリガナ 高岡・古石	芦北町
19 フリガナ 本渡山口	天草市	19 フリガナ オオカキ 大柿	人吉市	19 フリガナ スエ 須恵	あさぎり町
20 フリガナ 内野河内	上天草市	20 フリガナ 永坂・七折	相良村	20 フリガナ 造成団地	山江村
		21 フリガナ 河浦下田	天草市	21 フリガナ シモツウラ 下津浦	天草市
		22 フリガナ キョウラギ 教良木	上天草市	22 フリガナ ホンマチ 本町	天草市

H24年度
指定

H25年度
指定

H26年度
指定



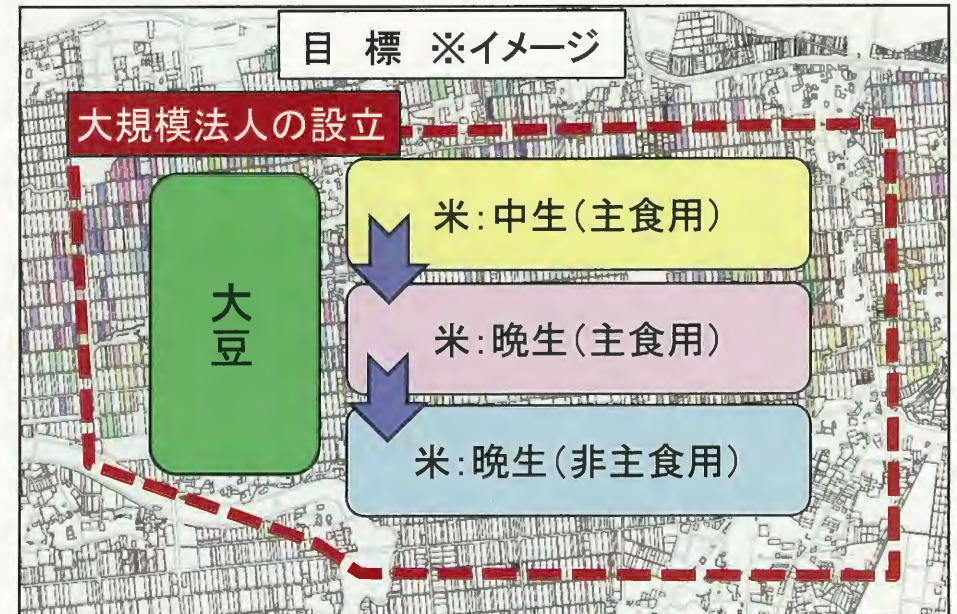
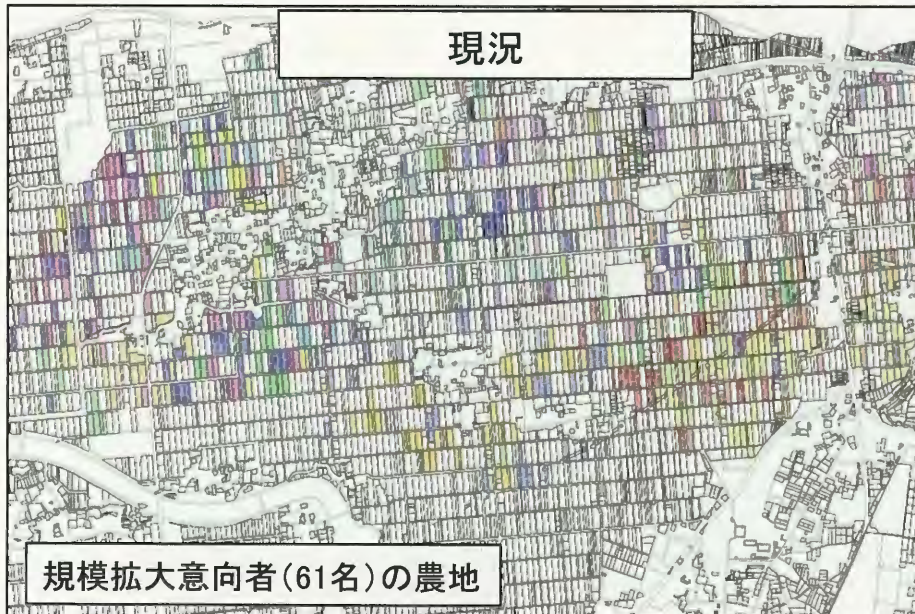
※合計64地区(30市町村)

～ 大規模な法人設立と効率的な生産体系(大豆のブロックローテーション)の検討 ～

A地区(県央部 a市)

- 経営面積100haを超える農業生産法人の年内設立を目指し、集落内の合意形成や国・県関連施策の勉強会等に取り組中。(地区内水田 約450ha)
- 当該農業生産法人の効率的な経営展開のため、大豆や作期の異なる水稻の団地的生産についても、生産者や関係機関と意見交換等を実施中。

2A



農地中間管理機構を活用した地域の動き ②

～基盤整備事業と農地中間管理機構(一括借り上げ・再配分)による一体的な取り組み～

B地区(県北部 b市)

連携

- ◆ 経営体育成基盤整備事業(H25年～30年度)
 - ・受益面積 35.1ha(田33.3ha、畑1.8ha)
 - ※本年の稲刈り後に面工事着工予定
- ◆ 農地中間管理機構による担い手への集積
 - 受益地内の殆どの農地を機構が借り受け、認定農業者等の担い手(8名)に面的にまとめて貸し付け予定
 - 基盤整備事業(採択時)の集積目標(34%)を大幅に引き上げ(73%)

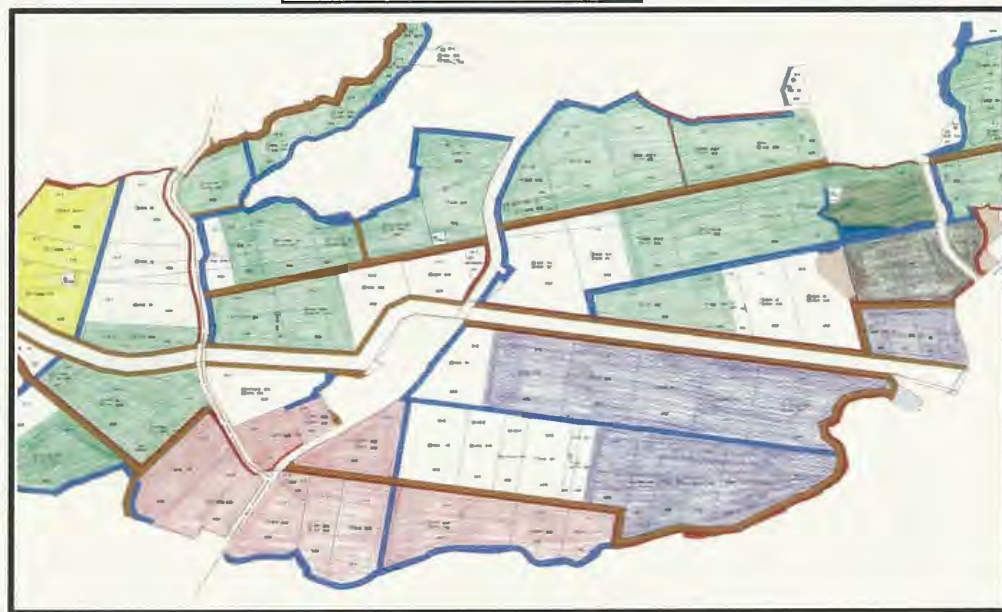
基盤整備(集積)前

※現況



基盤整備(集積)後

※計画



～ 参入企業との連携による取り組み ～

C地区(県東部 c市)

○JR九州グループが高齢化の進む果樹農家の経営を引き継ぎ
平成25年度:2.5ha → 5年後(H29年度)10haへ

○農業参入から観光開発までを視野に入れた事業展開に期待
「A列車でいこう」とのコラボ、果汁を使ったカクテル、観光農園への展開



経営を引き継ぐ柑橘園



ネーブル、デコポン等の
柑橘類を栽培



農業参入協定調印式(H2
5.3)

30

(資料7)

業務委託の状況

9月30日現在

都道府県	市町村		JA		公社数	民間 企業数	その他
	締結済数	対象市町村数	締結済数	全JA数			
北海道	159	175	105	109	5	0	0
青森県	40	40	0	10	0	0	0
岩手県	32	33	0	7	1	0	1
宮城県	27	32	12	14	1	0	0
秋田県	17	25	0	15	2	0	5
山形県	7	27	5	17	0	0	24
福島県	32	51	0	17	0	0	1
茨城県	20	44	0	22	3	0	0
栃木県	21	25	0	10	11	0	0
群馬県	5	35	0	15	1	0	0
埼玉県	0	53	0	21	0	0	0
千葉県	12	50	0	20	2	0	0
東京都	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	0	29	0	14	0	0	0
山梨県	26	27	3	11	2	0	0
長野県	52	77	10	20	2	0	25
静岡県	1	34	13	17	0	0	0
新潟県	19	29	16	25	6	0	13
富山県	5	15	2	17	2	0	10
石川県	19	19	13	17	0	0	0
福井県	11	17	0	12	4	0	3
岐阜県	9	40	1	7	0	0	0
愛知県	5	51	3	20	0	0	0
三重県	13	28	6	12	1	0	0
滋賀県	14	19	15	16	0	0	0
京都府	9	26	0	5	0	0	1
大阪府	0	21	0	14	0	0	0
兵庫県	18	34	0	14	0	0	0
奈良県	15	30	0	1	0	0	0
和歌山県	0	28	8	8	0	0	0
鳥取県	19	19	3	3	2	0	0
島根県	2	19	0	11	1	0	0
岡山県	0	27	0	9	0	0	0
広島県	0	20	0	13	0	0	0
山口県	18	18	0	12	0	0	4
徳島県	18	24	0	16	0	0	0
香川県	15	15	0	1	0	0	0
愛媛県	18	20	0	12	0	0	2
高知県	21	34	0	15	0	0	0
福岡県	29	55	2	20	1	0	3
佐賀県	8	20	0	4	0	0	0
長崎県	15	21	0	7	3	0	3
熊本県	42	45	14	14	0	3	0
大分県	16	17	1	6	0	0	0
宮崎県	22	26	8	13	1	0	2
鹿児島県	7	43	0	15	0	0	3
沖縄県	29	36	1	1	0	0	0
合計	867	1573	241	679	51	3	100

注1:「対象市町村」は、農業振興地域を有する市町村をいう。

注2:「全JA数」は、JA全中調べの数値(平成26年10月1日現在)

注3:「公社」は、市町村農業公社等をいう。

注4:「その他」には、地域農業再生協議会(市町村、農協、農業委員会、担い手等で構成する組織)、土地改良区等が含まれている。

農地集積・集約化の実績を上げるための
機構の事業の進め方（4つのアプローチ）

1 各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ

機構・都道府県は、各市町村・各地域の農地の状況、担い手の状況、人・農地プランの状況等を完全に掌握し、整理・分析しておくことが必要。

また、人・農地プランの毎年の見直しを推進することも重要。

(1) 人・農地プラン等で農地流動化の機運が盛り上がっている地域

○ 機構が借りて転貸することで、農地流動化を実行する。

(2) 相当な耕作放棄地（再生不能なところを除く）が発生している地域

○ 機構が転貸先を探した上で、耕作放棄地を借りて転貸する。

(3) 担い手が十分いないため、近い将来耕作放棄地が相当発生すると考えられる地域

○ 市町村と連携して、農家アンケート等により地域の将来への危機感を高め、高齢の方から早めに機構が借りて、機構が探した転貸先に転貸する。

2 公募に応募した受け手のニーズの把握からのアプローチ

○ 機構は、応募した受け手について、地域の担い手、新規就農希望者、新規参入希望企業など、類型に分けてニーズをきちんと分析・整理する。

○ その上で、そのニーズに応えられる農地を探して借りた上で、受け手に転貸する。

○ 機構は、公募以外でも、都道府県下の経済団体と連携を密にし、新規参入希望企業の拡大に努める。

3 法人・認定農業者などの担い手のニーズの把握からのアプローチ

○ 機構は、法人・認定農業者の団体だけでなく、個々の法人・認定農業者との話し合いを行い、その法人等の地域の農地利用の最適化を図るためにどうするか（利用権の交換など）という構想を作る。

○ その上で、機構集積協力金も活用して地域の話合いを進め、構想について地域の合意を形成し、機構が借りて転貸する。

4 基盤整備（簡易整備を含む）からのアプローチ

- 基盤整備と機構を活用した農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化）がセットで進むよう、徹底して誘導する。

- ※1 この4つのアプローチで事業実施地域を多数作っていくことが重要。
当年度実施分だけでなく、次年度以降実施分についても、前広に進めていくことが重要。
それには、機構役職員（都道府県と一体となって活動する場合は、都道府県職員を含む）が現場で調整に動き回る体制が必要。
- ※2 いずれの場合も、地域の農業者等に対して、当該地域の農地利用図（利用者ごとに色分けして示したもの）を用いて、機構の活用前の状態と活用後の姿を明確にしながらか進めることが重要。
地域ごとに、機構活用前と活用後の農地利用図を対比し、農地集積・集約化のポイントを記載した個票を作成。
- ※3 他の地域に、先行事例についての機構の活用前・活用後の農地利用図を示すことにより、優良事例の横展開を推進。
マスコミ等への情報提供により、横展開を図ることも重要。
- ※4 農地集積・集約化の実績を上げることが目的なので、数字を常に意識しながら進めることが必要。

担い手への農地集積/耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化

【現状等】

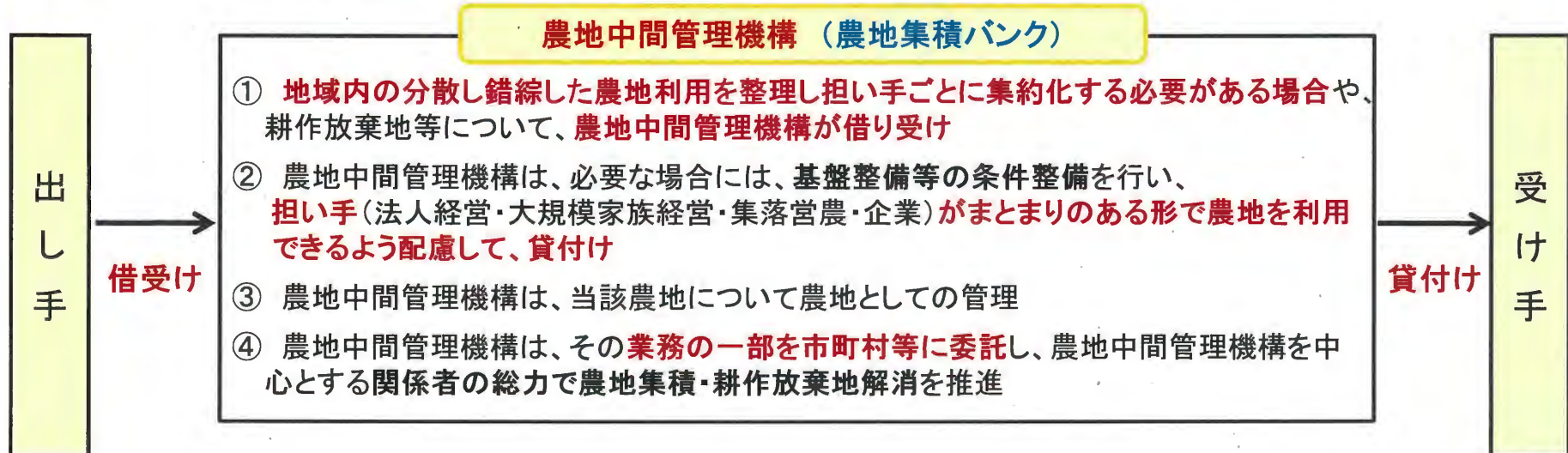
- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。

目標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

政策の展開方向

1. 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進)



2. 耕作放棄地対策の強化

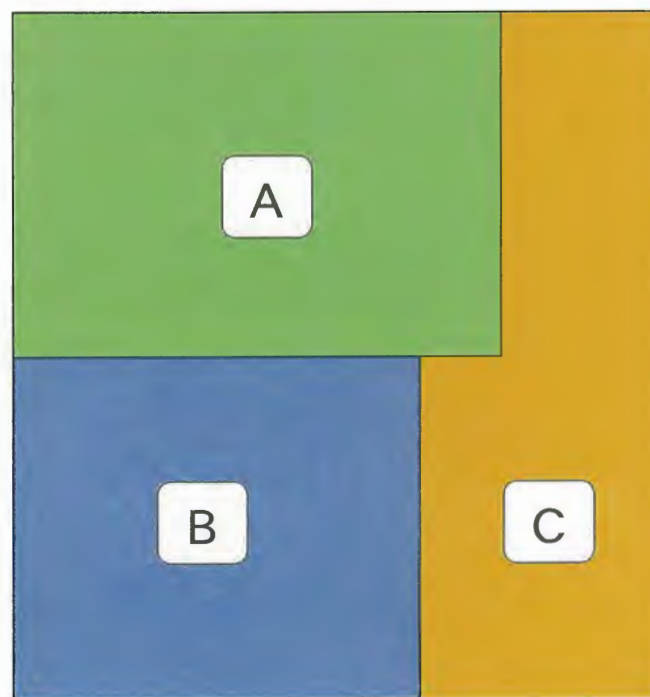
- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。

農地の集約イメージ

地域内の分散・錯綜した農地利用
＜1枚の圃場 30a区画＞



担い手ごとに集約化した農地利用
＜1枚の圃場 1ha区画＞



農地の集積・集約化でコスト削減